

「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」

健康増進法の命令権限の都道府県等への移譲等を踏まえ、①保健機能食品(トクホ、機能性表示食品、栄養機能食品)も含めた食品全般の留意事項、②表示全体から受ける一般消費者の意識等をイメージするため、チラシ事例を記載した留意事項を28年6月に公表。

① 健康効果についての広告例

② 健康食品についての広告例

※ 広告全体で何を訴求しているかにより、誇大表示・優良誤認表示を認定する

最近の違反事例1(景品表示法の例)

弁護士法人アディーレ法律事務所に対する措置命令について

<平成28年2月16日公表>

「今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします！」等との記載

15万人 キャンペーン
もっとも身近な弁護士を目指して!

2014 11/4 → 11/30 ← 1ヶ月間の表示

アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!

キャンペーン内容

3っのお約束

POINT 1 着手金を 全額 返金!	POINT 2 過払い金返還の 着手金が 無料!	POINT 3 相談前の 過払い金診断が 無料!
------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

翌月

10万人 キャンペーン
もっとも身近な弁護士を目指して!

2014 12/1 → 2015 1/4 ← 1ヶ月間の表示 (日付を変更)

アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。

例えば、あたかも、記載された期間内において対象役務の提供を申し込んだ場合に限りに、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着手金を全額返金するかのよう、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのよう、及び借入金の返済中は過払い金診断が無料となるかのように表示していた。

⇒実際には、平成26年11月4日から平成27年8月12日までの期間において、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着手金を全額返金すること、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすること、及び借入金の返済中は過払い金診断を無料とすることを内容とするキャンペーンを実施していた。

最近の違反事例3(健康増進法の例)

ライオン株式会社に対する勧告について

＜平成28年3月1日公表＞

今日を愛する、**LION**

トマト酢は、一般の酢より栄養豊富です。ビタミンC、鉄分、食物繊維がたっぷり、かつ酸の含有率が低く、胃腸にやさしく、さらさらとした口当たりが特徴。さらさらとした口当たりが特徴。さらさらとした口当たりが特徴。

成分	トマト酢	りんご酢	梅酢	しょうゆ	酢
ビタミンC	2.1	0.4	0.4	0.0	0.0
鉄分	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
食物繊維	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
酸度	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

アレンジで、いつでもおいしく飲めます。お酢の酸味をマイルドに調整し、さらさらとした口当たりが特徴。さらさらとした口当たりが特徴。さらさらとした口当たりが特徴。

毎日、おいしく、血圧対策。

50・60・70・80代の方へおすすめします！

血圧が高めの方にトマト酢生活

ライオンの「トマト酢生活」が、上の血圧と下の血圧の両方に作用！

まずは10日間お試しください！

血圧を下げるには、生活習慣の改善を。臨床試験で実証済み！

0120-444-515 0120-293-208

例えば、次のとおり記載することにより、あたかも、本件商品に血圧を下げる効果があると表示することについて消費者庁長官から許可を受けているかのように示し、また、薬物治療によることなく、本件商品を摂取するだけで高血圧を改善する効果を得られるかのように示す表示をしていた。

- 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令別記様式第3号に定める特定保健用食品の許可証票とともに、「ライオンの『トマト酢生活』は、消費者庁許可の特定保健用食品です。」
- 本件商品についてのヒト試験結果のグラフとともに、「臨床試験で実証済み！これだけ違う、驚きの『血圧低下作用』。」
- 本件商品を摂取している者の体験談として、「実感できたから続けられる！10年くらい前から血圧が気になり、できるだけ薬に頼らず、食生活で改善できればと考えていました。飲み始めて4ヶ月、今までこんなに長続きした健康食品はないのですが、何らか実感できたので継続できています。今では離すことのできない存在です。」

⇒実際には、本件商品は「本品は食酢の主成分である酢酸を含んでおり、血圧が高めの方に適した食品です。」を許可表示とし、食生活の改善に寄与することを目的として、その食品の摂取が健康の維持増進に役立つ、又は適する旨を表示することのみが許可されている特定保健用食品であって、血圧を下げる効果があると表示することについて消費者庁長官から許可を受けているものではなく、また、高血圧は薬物治療を含む医師の診断・治療によらなければ一般的に改善が期待できない疾患であって、薬物治療によることなく、本件商品を摂取するだけで高血圧を改善する効果が得られるとは認められないものであった。